

法改正に伴う 登録電気工事業者『標識』修正の必要性について

★2023(令和5)年3月20日付で高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気事業法施行規則等の改正が施行されました。

▶ この改正では、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制が見直しとなり、太陽電池発電10kw～50kw未満、風力発電20kw未満を「小規模事業用電気工作物」とし、技術基準適合維持義務等の新たな規制が課されることとなりました。

★この「小規模事業用電気工作物」という定義がなされたことにより、電気工事士法および電気工事業の業務の適正化に関する法律(電気工事業法)において、電気工事の種類について名称の変更がなされております。

▶ これまで電気工事業法に関わる電気工事業者登録において、電気工事の種類は「自家用電気工作物」と「一般用電気工作物」であったものが、「一般用電気工作物」については、「小規模事業用電気工作物」も含む意味合いで、「一般用電気工作物等」と、【等】という字を追記した名称に変更されております。

※ なお、これらの改正により「小規模事業用電気工作物」は、事業用電気工作物のひとつとして解釈されますが、「小規模事業用電気工作物」の工事については、これまでの「一般用電気工作物」の範囲での工事で、第二種電気工事士資格の範囲内であり、変更ありません。

▶ この改正に伴い『電気工事業法第25条および同施行規則第12条に基づく「標識の掲示』』で
営業所および施工場所への掲示が電気工事業者の義務となっている

「登録電気工事業者『標識』」の修正が必要となります。

※ 修正は、「一般用電気工作物」のみ、または「一般用電気工作物と自家用電気工作物」で登録している業者が対象です。
「自家用電気工作物」のみで登録している業者は、修正の必要はありません。

(修正例)

登録電気工事業者登録票	
登録番号	〇〇県知事登録 第0000000号
登録の年月日	令和5年3月20日
氏名又は名称	株式会社全日電工連電気工事
代表者の氏名	全 日 太 郎
営業所の名称	株式会社全日電工連電気工事
電気工事の種類	一般用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	全 日 太 郎

登録電気工事業者登録票	
登録番号	〇〇県知事登録 第0000000号
登録の年月日	令和5年3月20日
氏名又は名称	株式会社全日電工連電気工事
代表者の氏名	全 日 太 郎
営業所の名称	株式会社全日電工連電気工事 シール添付
電気工事の種類	一般用電気工作物等
主任電気工事士等の氏名	全 日 太 郎

※屋外に掲示することが多いため色褪せのない(耐光※)ように、剥がれないように、留意したうえで、
掲示物の上から、シール等貼付での修正でも可とのことです。
※(ご参考)事務用品として、数多く利用されている「テプラ」からも耐光テープが販売されています。